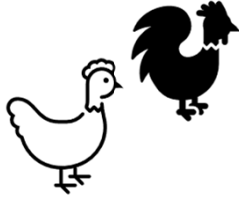


Aコード 畜産食品

水産動物（水棲哺乳動物を含む）に分類されるものを除く全ての動物の肉及び畜産物の未加工品が含まれる



届出時の必要書類

- ①食品等輸入届出書
- ②衛生証明書(必要に応じて)

Aコードの分類

A1	獣畜肉類（要衛生証明書）	（牛肉、豚肉等）
A2	獣畜肉類（衛生証明書 不要）	（猪肉、ウサギ肉、カンガルー肉等）
A3	食鳥肉類（要衛生証明書）	（鶏肉、アヒル肉等）
A4	食鳥肉類（衛生証明書 不要）	（ハト肉、ほろほろ鳥肉等）
A5	乳	（生乳等）
A6	鳥卵	（鶏卵、ウズラの卵等）
A9	その他の生鮮畜産食品	（いなご、食用カタツムリ等未加工のもの）

[輸入食肉等のHACCPに基づく衛生管理について](#)

[牛海綿状脳症（BSE）について | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)

Aコード記入例は[こちら](#)